

避難所運営マニュアル

～事前準備から感染症対策を含む
避難所運営まで～

令和 5 年 9 月

岡 山 市

<目次>

第1章 平時からの事前準備

- 1 体調不良者専用スペースの確保 P1
- 2 感染症対策を踏まえたレイアウト P1
- 3 物品・備品の確認 P2
- 4 避難所内に貼り出す掲示物の準備 P4

第2章 初動期における感染症対策

- 1 開設準備 P5
 - (1) 受付の準備 P5
 - (2) 体調不良者専用スペースの準備 P5
 - (3) 居住スペース等の準備 P5
 - (4) 避難所内への掲示物等の貼り出し P5
- 2 避難者の受け入れ P6
 - (1) 運営担当者の感染対策 P6
 - (2) 施設入場時における避難者への呼びかけ P6
 - (3) 受付 P6
 - (4) 体調不良者の対応 P7
 - (5) 避難者が体調不良になった場合の対応 P7
 - (6) 定期的な注意喚起 P7
 - (7) こまめな換気 P7
 - (8) 避難所が混んできた場合の区本部への報告、対応 P8
 - (9) 特に配慮を要する人の有無の確認、各区本部へ報告 P8
 - (10) 早期における避難者名簿の作成 P8
 - (11) ペットの同行避難 P9
 - (12) 車中泊 P9

第3章 避難生活における感染症対策

- 1 施設内の衛生管理 P10
 - (1) 運営者の健康確認・マスク等の着用 P10
 - (2) 避難者へマスク着用・咳エチケットの勧奨 P10
 - (3) 手指衛生の呼びかけ P10
 - (4) 食器・洗面用具等の共用回避の呼びかけ P11

（５）避難所内における清掃・消毒	．．．．．	P11
（６）避難所の閉鎖	．．．．．	P12
２ 感染が疑われる避難者等の早期発見	．．．．．	P13
（１）避難者の体調把握	．．．．．	P13
（２）感染及び発症が疑われる避難者への適切な対応	．．．．．	P13
３ その他	．．．．．	P13
（１）体調不良者等への差別防止	．．．．．	P13

<添付資料>

- 資料① 避難場所のレイアウト（例）
- 資料② 感染症対策にご協力ください
- 資料③ 感染症対策
- 資料④ 皆様へのお願い ～感染症予防のために～
- 資料⑤ 避難者が体調不良になった場合の対応について
- 資料⑦ エコノミークラス症候群予防のために
- 資料⑧ ひとりで悩まず、相談してください。（DV相談窓口）
- 資料⑨ 食中毒予防のために
- 資料⑩ 熱中症予防のために
- 避難場所【開設】チェックリスト
- 避難場所【運営】チェックリスト
- 避難場所【閉鎖】チェックリスト

第1章 平時からの事前準備

災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症予防に努めることが重要です。
発災時には、指定職員・施設管理者・地域の協力のもと、避難所開設時における感染症
予防に努めましょう。

1 体調不良者専用スペースの確保

発熱や咳が続く等の症状がある体調不良者を収容する専用スペース（症状がない方と接
触しない別室等）を確保しておきます。検討・確保にあたっては、症状がある方とない方
で、可能な限り、出入口・通路（動線）、トイレ(専用トイレ)等を分けてください。

資料① 避難場所のレイアウト（例）

2 感染症対策を踏まえたレイアウト

避難情報発令中の一時的滞在だけでなく、大規模災害で自宅に戻れずに避難生活が始ま
ることも想定し、居住区分を意識して、避難所レイアウトをしてください。

体育館内の居住スペースを、高齢者、基礎疾患を有する人、障がい者、妊産婦等のエリ
アに分けて運用する場合、養生テープ等で区画（要配慮者用スペース）を表示することも
検討してください。

避難生活での居住スペースでは、個人(または家族)ごとに1メートル以上の距離を確保
するよう検討してください。

資料① 避難場所のレイアウト（例）

<居住区分の考え方（一例）>

避難者の状態	判定	対応
A) 体調不良者 資料②の①に該当する人	自己申告、目視 と声かけで判定	あらかじめ決めた別室等に案内。可 能な限り動線・トイレ等を分ける。
B) 要配慮者		要配慮者用スペースに案内。福祉避 難所への移動も視野に入れる。
C) 症状のない一般の人	資料②の①に 該当しない人	一般の避難スペースに案内する。 体調変化がある人はBの対応へ。

体育館や学校内に、既存のパーテーションや卓球の防球フェンス（仕切り）等があれば、活用させてもらってください。イスや長机、毛布で簡易な仕切りを作ることも可能です。

別室が確保できない場合は、居住スペース内、または体育館2F スペース(県立高校等)を体調不良者専用スペースとして運用してください。(パーテーションなどが有れば、仕切りを行ってください。)

3 物品・備品の確認

「避難所運営ボックス(小)、(大)」、「テレビ受信セット」及び備蓄物資を確認してください。また、マスクやアルコール消毒液、体温計等については、「感染症対策ボックス」に収納して各避難所への配備をしています。

<避難所運営ボックス(小)内の物品>

- ・ボールペン
- ・油性ペン（黒・赤）
- ・はさみ
- ・セロテープ
- ・バインダー
- ・メモ用紙（A4）
- ・ゴミ袋
- ・レジ袋（靴用）
- ・ラジオ
- ・岡山市避難所運営マニュアル
- ・【様式1】避難所利用者登録票
- ・【様式2～13】避難所運営マニュアル様式集
- ・【様式1】記入例（日・英・中・ハングル）
- ・【様式2】記入例
- ・災害時避難所緊急チェックシート
- ・案内用紙（日・英・中・ハングル）
- ・ヘルプマーク（要配慮者用）
- ・ヘルプマーク説明資料

<避難所運営ボックス(大)内の物品>

- ・ビブス（4枚）
- ・ウエス
- ・布テープ
- ・養生テープ
- ・立ち入り禁止テープ
- ・乾電池（単1・単3）
- ・LED懐中電灯（3個）
- ・LEDランタン（2個）
- ・メガホン
- ・延長コード
- ・（小・中学校のみ）特設公衆電話(発信専用)

<テレビ受信セットの備品・物品>（小・中学校ほか）

- ・テレビ（32型）（1台）
- ・アンテナケーブル・30m（1本）
- ・室内アンテナ（1台）
- ・延長コード・30m（1巻）

<小・中学校の備蓄物資> (備蓄倉庫、空き教室など)

※標準的な備蓄物資になります。品名は同じですが、数量に多少違いがあります。

品名	数量	箱数
クラッカー	560	8箱
アルファ化米	1,000	20箱
飲料水(500ml)	504	21箱
紙おむつ(子供用)	各種サイズ	4箱
紙おむつ(大人用)	各種サイズ	4箱
尿取りパッド	約170	1箱
生理用ナプキン	468	1箱
毛布	500	50箱
排便収納袋	2,500	25箱
トイレットペーパー	100	1箱
マスク	600	3箱
ブルーシート(3.6m×5.4m)	5	1箱
発電機(カセットガス型)	1	1箱
投光器	1	1箱

<感染症対策ボックス内の物品>

- ・マスク
- ・アルコール消毒液
- ・ゴム手袋(使い捨て)
- ・消毒液
- ・ペーパータオル
- ・ゴミ袋
- ・フェイスシールド
- ・非接触型体温計
- ・防護服
- ・液体せっけん
- ・ウェットティッシュ
- ・ペット避難用ガイドロープ

4 避難所内に貼り出す掲示物の準備

避難者に対し注意喚起等を行うための掲示物について、各避難所施設での掲示に必要な枚数をあらかじめA3サイズで印刷、パウチ(ラミネート)して、感染症対策ボックス内に格納しています。

<用意しておくべき掲示物>

避難者 受け入れ時	資料② <避難者の皆様へ> 「体調不良者専用スペース」 「体調不良者専用トイレ 男」、「体調不良者専用トイレ 女」 「土足禁止」(居住スペースは土足禁止)
避難生活時	資料③ 感染予防対策「手洗い」と「マスク着用を含む咳エチケット」 (厚労省HPより) 資料④ 皆様へのお願い～感染症予防のために～ 資料⑤ 避難者が体調不良になった場合の対応について 資料⑦ エコノミークラス症候群の予防のために 資料⑧ひとりで悩まず、相談してください。(DV相談窓口) 資料⑨食中毒予防のために 資料⑩熱中症予防のために

- 避難所の大きさにもよりますが、資料②～⑩をそれぞれ3枚、用意しています。
- 資料②のみ受付時の問診等で使用するため、A4サイズを追加しています。

<掲示すべき場所>

- ア) 施設への避難者入口・受付付近
- イ) 居住スペースで、多くの人々の目に入る場所(掲示板)
- ウ) 体調不良者専用スペース

※「体調不良者専用スペース」、「体調不良者専用トイレ」の表示、及び「トイレ使用後の清掃」の掲示物も併せて行います

第2章 初動期における感染症対策

初動時の対応については、避難所指定（担当）職員・施設管理者・地域が連携して対応してください。一度に多くの方が避難所を訪れた場合、混乱の発生が予想されるので、日頃から、初動時の役割分担等について、関係者でよく話し合っておいてください。

1 開設準備 別添チェックリスト1

(1) 受付の準備

受付にマスク、アルコール消毒液、体温計、ボールペン、様式 1「避難所利用者登録票」、様式 2「避難所利用者名簿」、資料②「避難者の皆様へ」を準備してください。

(2) 体調不良者専用スペースの準備

体調不良者専用スペースの部屋の鍵を開けます。体調不良者用の別室が確保できていない場合は、避難場所(体育館等)の中で、症状のない一般避難者が滞在する場所と離れた位置（2階ギャラリー）で、できるだけ換気の良い場所に体調不良者専用スペースを作ります。手指用アルコール消毒液等を設置し、「体調不良者専用スペース」、「体調不良者専用トイレ 男女」の表示を貼る。

(3) 居住スペース等の準備

居住スペースには、あらかじめ幅2mの通路を設けます。多数の避難者がいる場合でも1m程度の間隔を確保できるよう、避難者にも協力を求めます。居住スペースは、感染症等の予防のため、土足禁止を徹底します。また、トイレの使用可否を直ちに確認します。使用できない場合は、直ちに立ち入り禁止にします。

(4) 避難所内への掲示物等の貼り出し

あらかじめ用意しておいた避難所掲示物を、初動の可能な限り早い段階で、避難所の出入口、居住スペースなどに掲示してください。掲示物を読む人が密集しないよう、間隔を空けて複数枚を掲示してください。

また、その他の情報があれば、A4レポート用紙を用いて貼り出してください。

2 避難者の受入れ 別添チェックリスト2

(1) 運営担当者の感染対策

避難所運営に関わる人は、開設準備の完了後、手洗いやアルコール消毒液で手指を清潔にしてください。また、避難者に対応する際はなるべくマスクを着用し、特に体調不良者への対応時には、合わせてフェイスシールドの着用を推奨します。

(2) 施設入場時における避難者への呼びかけ

※ 避難者が避難所に入場する際、以下の3点について、呼びかけてください。

- | |
|--|
| ア) 症状がある方は市の指定職員に申し出ること
イ) 避難所内では、お互い離れて密集を避けること
ウ) 避難所内に貼り出した注意書きをよく読んでおくこと |
|--|

※ 受付にマスクを配置し、必要とされる方に配布してください。

※ 手洗いや咳エチケットを呼びかける掲示物を貼り出し、こまめな手洗いを呼びかけます。断水している場合は、アルコール消毒液を活用します。

(3) 受付

避難者の体調を確認し、体温計で避難者全員の検温を行ってください。

※ 体調確認は、資料②の「①下記に該当する人は市職員に申し出てください。」に記載されていることを問診してください。

※ 体調確認の結果及び検温は、様式1「避難所利用者登録票」に記入してください。

※ 発熱や咳が続いているなどの避難者は、(4) 体調不良者の対応に沿って対応してください。

※ **症状が重い方が避難して来た場合は、救急要請(119)するとともに、各区災害対策本部に連絡してください。**

体調に問題がない場合、避難者に受付のアルコール消毒液にて手指の消毒を促し、様式1「避難所利用者登録票」に必要事項を記入してもらってください。

居住スペースに案内し、世帯単位の距離はできる限り1m以上離れるよう指示してください。また、避難場所滞在中に体調不良となった際は、速やかに指定職員に知らせるよう伝えてください。

(4) 体調不良者の対応

- ① 体温が 37.5℃以上ある場合や体調の確認で該当がある場合は、受付のアルコール消毒液にて手指の消毒を促し、様式 1「避難所利用者登録票」を渡し、体調不良者専用スペースで記入してもらい、後で回収してください。
- ② 体調不良者専用スペースに、体調不良者（及び付添）を誘導してください。
- ③ 体調不良者専用スペースに到着したら、世帯単位の距離をできる限り 2m 以上離すよう指示してください。また、滞在中に症状が悪化した際は、速やかに指定職員に知らせるよう伝えてください。
- ④ 体調不良者が避難してきたことを、各区災害対策本部へ連絡してください。
 - ※ 体調不良者の対応後は、手指の消毒を徹底してください。
 - ※ 避難所運営に従事する人は、必要がない場合は専用スペースに立ち入らないようにし、専用スペースで活動する従事者を絞り込むなど、感染拡大防止に努めます。

(5) 避難者が体調不良になった場合の対応

避難者が体調不良になった場合は、資料⑤「避難者が体調不良になった場合の対応について」に沿って対応してください。

- | | | |
|---------|---|----------------------------|
| 重篤な場合 | → | 119番通報し、救急隊に対応を依頼する。 |
| 重篤でない場合 | } | → しばらく様子を見ることが出来る場合（自己申告） |
| | | → 避難所で様子を見る。 |
| | | → しばらく様子を見ることができない場合（自己申告） |
| | | → 市災害対策本部（803-1600）へ連絡。 |
| | | 保健所班が対応 |

(6) 定期的な注意喚起

- ※ 入場し終えて避難スペースに滞在している避難者に対しても、(2) 記載の3点については定期的に呼び掛けてください。
- ※ 体育館などで就寝する場合は、避難者同士で（避難者が多数いる場合は家族単位で）可能な限り、1m 以上離れて、寝る向きを互い違いにするよう呼び掛けてください。

(7) こまめな換気

- ※ 開放できる窓・扉は開けて、換気を行ってください。なるべく2方向の窓を開放（窓が1方向にしかない場合は、ドアも開ける等）して、空気が流れるように開け方を工夫してください。

- ※ 悪天候や虫対策などで、窓・扉を開放したままにできない場合でも、定期的（1時間に10分程度）に開け閉めして、こまめな換気を行ってください。定期的に開け閉めする場合、避難者同士で協力し合って行うよう、呼びかけてください。
- ※ 食事の時間帯はマスクを外すことから、できる限り換気を行うようにします。

（8）避難所が混んできた場合の区本部への報告、対応

避難者が多くなり、避難者同士の距離が十分確保できなくなる恐れが出た場合は、速やかに各区災害対策本部に状況報告し、各区災害対策本部と連絡を取り合いながら対応してください。

- ※ 避難者同士の距離を取った場合の、収容人数の約7割になった時点で各区災害対策本部へ報告してください。
- ※ その後、岡山市災害対策本部から広報等で、避難所の満員情報を発信します。
- ※ 避難所の満員情報を発信後に訪れる避難者に対しては、断ることのないよう、受け入れてください。
- ※ 近隣の避難所をアナウンスする場合もあるので、避難所運営ボックス内にあるハザードマップで、近隣の避難所の位置を事前に確認しておいてください。

（9）特に配慮を要する人の有無の確認、各区本部への報告

避難者が多くなり、避難者同士が、余裕をもって1m以上の距離を確保することが難しくなってきた時点で

- ①一定の配慮が必要な高齢者（体調が優れない、体力がない、自力歩行が困難等）
- ②基礎疾患を有する人
（透析を受けている人、糖尿病や心不全または呼吸器疾患がある人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人等）
- ③妊産婦
- ④障がい者

また、指定職員の目視で、⑤その他、感染防止のため配慮が必要と思われる人がいる場合、個別に確認の声かけをしてください。

- ①～⑤に該当する人がいた場合、資料⑤「避難者が体調不良になった場合の対応について」に沿って対応してください。

（10）早期における避難者名簿の作成

避難者受け入れがひとまず落ち着いた時点で、できる限り早めに、様式2「避難所利用者名簿」を作成し、避難者の情報を共有します。また、避難所以外の場所に滞在する人の状況も町内会などに協力してもらい可能な限り把握してください。

(11) ペットの同行避難（全小・中学校で可能、その他は不可）

ペットは原則屋外で、あらかじめ決めていた避難場所で、リードやケージ等を利用して飼育することとしています。受付時に様式1「避難所利用者登録票」にペットの状況（種類ほか）を記入してもらい、ペットスペースを案内してください。

犬と猫等の動物が一カ所に生活させることは、ストレスを増大させてしまう原因となるため、ケージの周囲を段ボールやタオル、毛布などで囲んだり、仕切りを付けるなど、可能な限り、犬と猫等の動物は区分して飼育します。

避難所には、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識し、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行うことを徹底させてください。また、飼育に必要なペットフードや水、トイレ用品などは飼い主に持参させてください。

(12) 車中泊（小・中学校で車中泊が可能な避難場所のみ）

車中泊避難者には、車中泊スペースを案内し、その後、受付場所まで来てもらい、体調の確認及び検温を行い、様式1「避難所利用者登録票」に必要事項（車種・車番含む）を記入してもらってください。

また、車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内に注意喚起チラシ資料⑦「エコノミークラス症候群の予防のために」を掲示し、避難者に確認してもらってください。

第3章 避難生活における感染症対策

避難生活については、お互いに助け合いながら、避難者同士で決めた生活ルールのもと、避難所で生活を送ることになります。

平時から、生活の場における感染症対策を含めて、避難所での生活ルールや役割分担等を地域内で決めておくことが望ましいでしょう。

1 施設内の衛生管理

避難者に対し注意喚起の掲示物の貼り出し、定期的な口頭での呼び掛けなどを通じて、避難所内の衛生管理を徹底します。

避難所の居住スペース内には外履きを脱いで入場するようにします。（トイレ等でウイルスが付着した履き物を介して感染が広がる恐れがあるため）

(1) 運営者の健康確認・マスク等の着用

避難所運営に関わる人は、毎日の健康確認（体温測定、咳の有無等）を行ってください。また避難所運営にあたり、マスクの着用を推奨します。（体調不良者への対応時はフェイスシールドの着用も推奨される。）

体調不良者専用スペースにはむやみに立ち入らないようにし、専用スペースで活動する指定職員も最小限に絞ります。

食料や物資等を配布する時は、避難者が配布場所から各自受け取るようにし、手渡しの配布を最小限にします。また、配布場所が密にならないよう、注意しましょう。

(2) 避難者へマスク着用・咳エチケットの勧奨

避難者に対して、マスクの着用と咳エチケットを勧奨します。また、マスクを一時的に外した時には、共用テーブルの上などに置かず、可能であれば、きれいな袋等に入れておくことを呼びかけます。

※体調不良者用スペースでは、飛沫感染防止のため、向かい合っただけの食事や大声での会話を控えていただくよう配慮をお願いします。

(3) 手指衛生の呼びかけ

避難者に対して、居住スペースに入る前に、こまめな手洗い・アルコール消毒を呼びかけます。

手洗い後に手を拭く時、他の人とタオルやハンカチを共有しないこと、また、手を拭くものがない時は、自然乾燥させることを呼び掛ける。

<手洗い・アルコール消毒のタイミング>

- ア) マスク着脱の前後
- イ) 傷口に触れる前後
- ウ) 嘔吐物・便など、体から出てきたものを片付けた後
- エ) 鼻汁に直接触れた、または汚れの付いたティッシュに触れた後
- オ) 食事準備の前
- カ) 飲食の前
- キ) トイレの後
- ク) 清掃の後
- ケ) 汚れた衣類や寝具に触れた後
- コ) ドアノブ、机、スイッチ、テーブル、椅子等の共用部分に触れる前後
- サ) おむつを替えた後、子どものおしりを拭いた後
- シ) 病人の世話の前後、怪我人の手当ての前後
- ス) ごみを取り扱った後
- セ) 使い捨て手袋を脱いだ後

<断水時に、アルコール消毒液等が施設内にない場合>

手に付いたウイルスを少しでも減らすために、ペットボトルの水で洗い流すか、ウェットティッシュがあれば使って拭く。おにぎりやパンを食べる時は、中身に直接触れずに、包装袋だけを持ちながら食べるようにする。

断水時に、手洗い用にバケツなどにくみ置きした水を使う場合でも、直接バケツの中の水で手を洗わないようにする。

(4) 食器・洗面用具等の共用回避の呼びかけ

同じ皿からおかずを食べる、コップの回し飲み、箸等の使いまわし、髭剃り・歯ブラシ・タオルなどの使いまわし、個人の携帯電話等の貸し借りは避ける。

(5) 避難所内における清掃・消毒

※ 居住スペースや共用部分は、毎日清掃を行い、また同時に消毒も行いますので、避難者同士で協力し合って行うよう、呼びかけてください。

※ ゴム手袋(使い捨て)を着用し、消毒液とペーパータオル等を使って拭き清掃を行います。拭き清掃は、汚れの少ないところから多いところへ、一方向に拭き、ウイルスを広げないようにします。

<念入りに清掃すべき箇所>

ア) 洗面所の蛇口・洗面台
イ) トイレのフタ、レバー、便座、手すり、スイッチ類、ペーパーホルダー
ウ) 手すり、ドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子、多数の者が頻繁に触るところ等

<清掃の頻度の目安> (避難者に協力を依頼)

居住スペース	1日1回
トイレ	1日3回
	体調不良者専用トイレ 使用后(使用者に協力を依頼)
炊事場、おむつ交換スペース	基本的に使用の後に
人々がよく触る場所	定期的に(不特定多数の人が触る場所は1時間に1回程度)
ゴミ	毎日回収。回収ごとにゴミ箱を消毒

<トイレの清掃>

トイレは、使用後にゴム手袋(使い捨て)を着用し、清掃してください。水を流すときはふたを閉めてしぶきを浴びないようにしましょう。トイレに下痢などの跡が見られた場合は、速やかに清掃すると共に、この場合感染の可能性もあるため、当該者が特定できるよう、注意しながら見守りましょう。

<ゴミの取り扱い>

- ※ ゴミを取り扱う時は、必ずマスクとゴム手袋(使い捨て)を着用すること。ゴミは毎日回収し、必要に応じてゴミ箱を消毒しましょう。ゴミ箱は必ず袋をかぶせて使用し、袋から溢れないようにしましょう。
- ※ ゴミは世帯ごとに小さな袋にまとめて排出するよう呼びかけ、特に使用後のマスクやティッシュ、清掃後のペーパータオルなどウイルスがたくさん付いている可能性が高いものや、生ゴミなどは、小さいビニール袋に入れてきちんと口を縛った上で、ゴミ袋に入れましょう。
- ※ 頻繁に鼻をかむ人は自分専用の小さいゴミ袋を持ってもらいましょう。

(6) 避難所の閉鎖 別添チェックリスト3

- ※ 避難所になった施設の児童や利用者、職員の安全を守るため、使用した部屋や共用部分は十分な換気を行い、消毒を行います。

- ※ 消毒作業は、ゴム手袋(使い捨て)を着用し、消毒液とペーパータオル等を使い、拭き取りにより行います。体調不良者専用スペース・トイレを使用した場合は、(5)の<念入りに清掃すべき箇所>の清掃・消毒を行ってください。
- ※ 避難者に協力してもらうよう呼びかけてください。

2 感染が疑われる避難者等の早期発見

(1) 避難者の体調把握

避難者の体調変化を可能な限り毎日把握します。高齢者や基礎疾患がある人は重症化するリスクが高いため、特に注意が必要です。また、避難所敷地内で車中泊の避難者がいる場合は、その方の健康状態についても、可能な限り確認してください。

<感染症（全般）の兆候・症状>

発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹、炎症、治らない傷（開放創）等

(2) 感染及び発症が疑われる避難者等への適切な対応

感染が疑われる避難者が出た場合は、資料⑤「避難者が体調不良になった場合の対応」に基づいて対応し、可能な限りスペースや動線・トイレ等を分けてください。

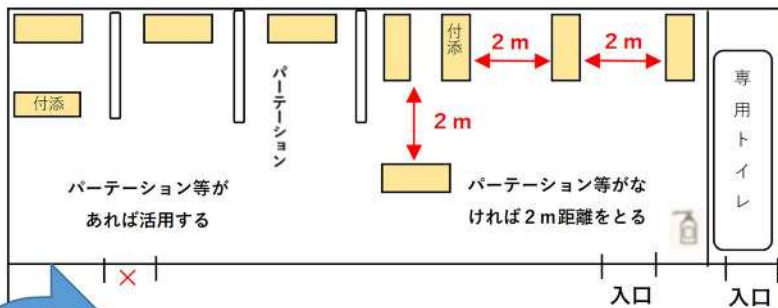
3 その他

(1) 体調不良者等への差別防止

慣れない避難所生活で、避難者は強いストレスを受けている可能性があります。不安や恐れから、特定の人や地域、職業、体調不良者などへの偏見、嫌悪、差別などが発生しないよう、避難者同士の様子に目を配りましょう。

【避難場所のレイアウト（例）】

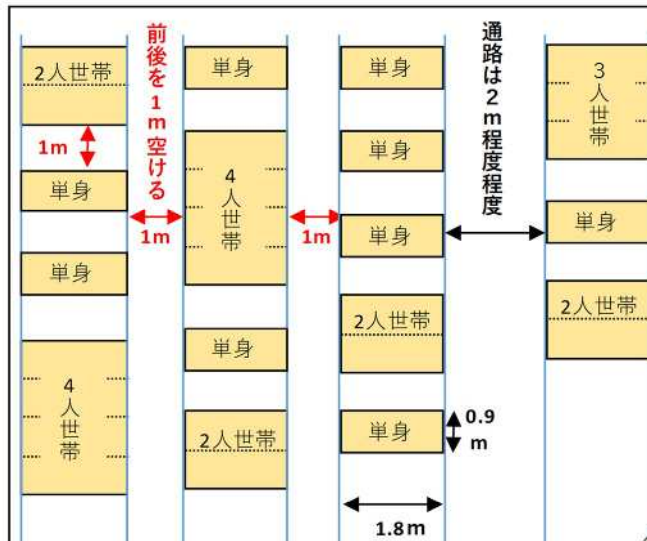
★発熱や体調不良者の専用スペース



体調不良者専用スペース：

- ・パーテーションがあれば活用し、なければ2m以上距離をとる
 - ・登録票(様式1)回収
 - ・トイレの場所・使い方の説明
 - ・見やすい場所へ掲示物を掲示
 - ・定期的な換気
- ※必要であれば家族に付添ってもらう

◆症状のない避難者のスペース（体育館）



体育館：

- ・1人当たり1畳程度
 - 1.8m×0.9m(毛布の大きさは2.0m×1.4m)で世帯毎に前後1mの間隔をとる。
 - ・見やすい場所へ掲示物を掲示
 - ・定期的な換気
- ※体調不良者の家族でも症状がなければ体育館に居てもらう。

受付：

- ①避難所利用者登録票(様式1)の配布(配布時に検温・問診)・マスクの着用を勧奨
- ②37.5度以上、咳など風邪症状や、強いだるさ、息苦しさのある人は体調不良者のスペースへ誘導
- ③登録票(様式1)回収
- ④備蓄品(毛布・水)等配布
- ⑤利用者名簿(様式2)の作成(体調不良者は受入れ先を体調不良スペースと記載)

備蓄品 ④

受付

記入机

記入机

玄関

発熱や体調不良者

<避難者の皆様へ>

感染症対策にご協力ください。

“自分が感染しない” “人にうつさない” ことが感染拡大の防止につながります。

① 下記に該当する人は市職員に申し出てください。

- 発熱がある人
- 咳が続いている人
- 強いだるさ、息苦しさ等の症状がある人 など

② 密集しないようにしましょう。

- お互いに一定程度の距離を保ちましょう。

③ こまめに手を洗いましょう。

- こまめに石鹸で手を洗い、洗っていない手で目・鼻・口などを触らないようにしてください。

④ 咳エチケットを心掛けましょう。

マスクをお持ちの方はマスク着用を

- マスクのない方は、咳やくしゃみをする時は、ハンカチなどで口を押さえましょう。
- 手で口を押さえながら咳やくしゃみをした時は、速やかに手を洗いましょう。

⑤ 換気をしましょう。

- 協力し合って定期的な換気をお願いします。

！感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



何もせずに咳やくしゃみをする
咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



皆様へのお願い

～感染症予防のために～

トイレについて

- ◇トイレはきれいに使いましょう。
- ◇トイレを汚した場合には職員にお知らせください。
- ◇使用後には**便座を拭きましょう**。

手洗いについて

- ◇トイレのあとや食事の前には手を**洗いましょう**。
- 水が出ない場合には、
- ・アルコール消毒剤を多めに手に取り、手拭き用の紙で拭きとりましょう。

食べ物について

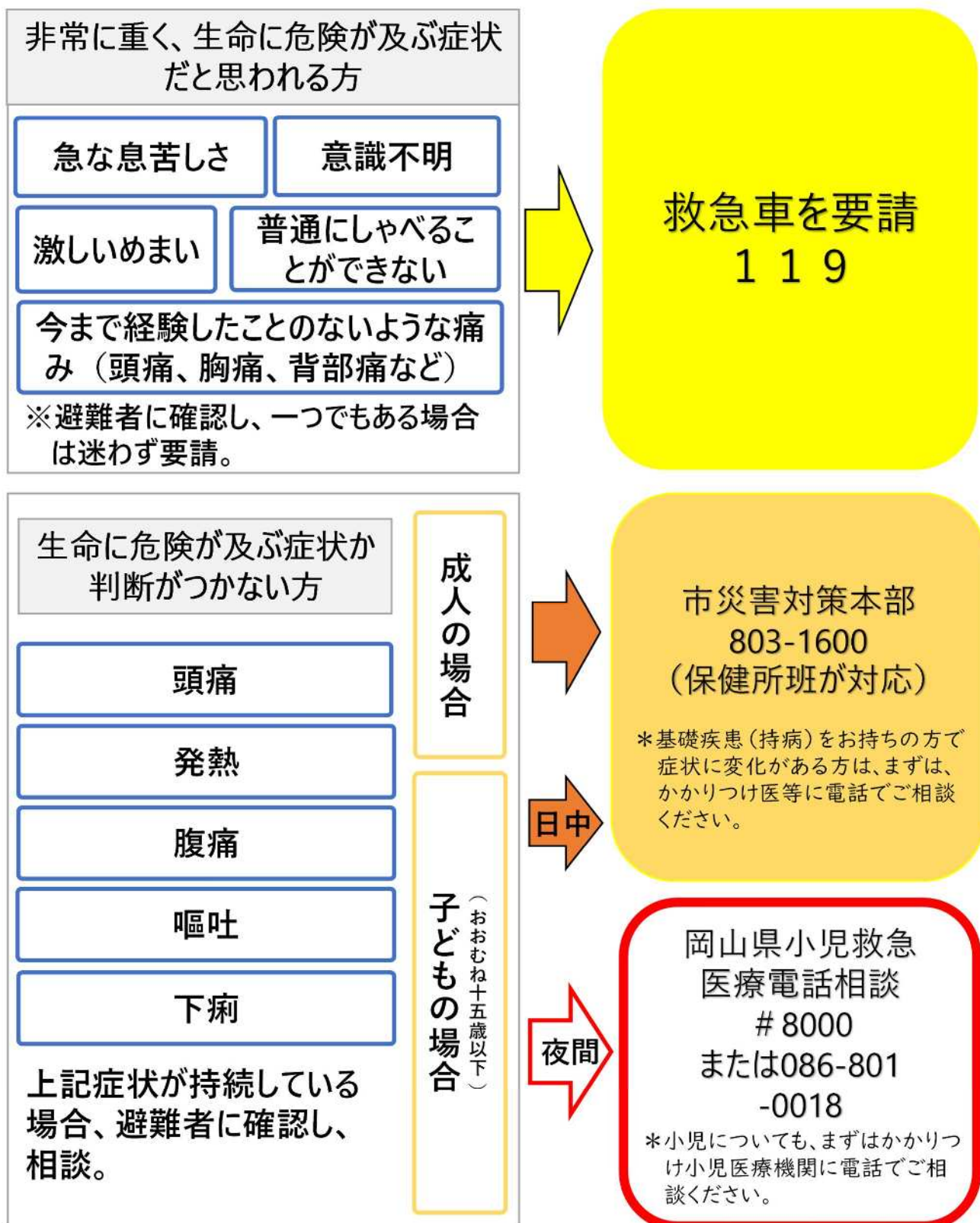
- ◇袋入りの食べ物は、手で食べ物に触れないように、袋を持って食べましょう。
- ◇おにぎりを握る時は、使い捨て手袋の使用やラップに包んで作りましょう。

※お願い

嘔吐・下痢・発熱などの症状のある方は、
直ぐに職員又は管理者等にお知らせください。

避難者が体調不良になった場合の対応について

指定職員の方が、相談する目安です。該当する場合は、それぞれの連絡先にご相談ください。



エコミークラス症候群の予防のために

○ エコミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



ひとりで悩まず、
相談してください。



- 避難所・避難先では、性暴力、DVなどが発生するリスクが高まります。
- 性的な嫌がらせなどの言動も性暴力です。

これまでの災害では、例えば、
 ・トイレ等が暗い場所にあり、そこで性暴力を受ける
 ・見知らぬ人が知らぬ間に隣に寝てきて体を触る
 ・お子さんがわいせつな行為をされる
 ・支援をする見返りとして性的な行為を要求される
 などの事例が発生しています。

- * 周囲の皆さんの目と支えも頼りとなります。
- * 見ないふり、知らないふりをせず、助け合いましょう。
- * ストレスをためず、不安な気持ちも声に出しましょう。

相談機関

※相談は無料です。秘密は守られます。
 ※受付時間は状況により変更される場合があります。ご了承ください。

- 岡山市男女共同参画相談支援センター
086-803-3366 10:00~19:30(月・水~土曜日)
10:00~16:30(日・祝)
- 警察庁性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」
(各都道府県警察の窓口につながります)
- DV相談ナビダイヤル #8008
- DV相談+ (内閣府) 0120-279-889 (24時間対応)

ここに記載されている情報に関する問合せ

岡山市男女共同参画社会推進センター ☎ 086-803-3355

食中毒予防のために!

～ 避難所で過ごされる方へ～



食中毒が発生しやすい季節です!
気温・湿度が高いと、

- ✓ 食べ物が腐りやすくなります!
- ✓ 食中毒が起きやすくなります!

抵抗力が弱い方は重症化することもあるので、
しっかり防ぐことが大切です!



食中毒を起こさないために

- 避難所では、出された食事はすぐに食べましょう。
※時間が経ち過ぎたら、思い切って捨てましょう。
- 調理や配付、食事の前には、よく手を洗いましょう。
水が十分に確保できない場合には、ウェットティッシュなどを活用しましょう。
- 下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付を行わないようにしましょう。



体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を!

皆さまへ、ご注意とお願い

熱中症予防のために

こまめに水分を補給してください

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給しましょう。

※ 経口補水液とは、食塩とブドウ糖を溶かしたものをいいます。



暑さを避けてください

できるだけ風通しのよい日陰など、涼しい場所で過ごしましょう。

以下の症状にお気をつけください。

熱中症の症状 ▶ めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い、頭痛、吐き気、嘔吐（おうと）、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う

≪重症になると≫ 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ 風通しのよい日陰など、涼しい場所へ

からだを冷やす 衣服をゆるめ、からだを冷やす（首回り、脇の下、足の付け根など）

水分補給 水分・塩分、経口補水液などを補給する

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を！

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索

【緊急時連絡先一覧】

岡山市災害対策本部	086-803-1600
危機管理室	086-803-1082
北区本部	086-803-1850
中区本部	086-901-1643
東区本部	086-944-5100
南区本部	086-902-3500
北消防署	086-226-1119
西消防署	086-256-1119
中消防署	086-275-1119
東消防署	086-942-9119
南消防署	086-262-0119
岡山中央警察署	086-270-0110
岡山東警察署	086-943-4110
岡山西警察署	086-254-0110
岡山南警察署	086-245-0110
岡山北警察署	086-724-0110
赤磐警察署	086-952-0110
岡山市内救急病院案内	086-231-0119
火災テレホンサービス	086-226-0119
水道局	086-234-5959
岡山ガス	086-272-3111

避難場所【開設】チェックリスト

《確認項目》

※避難者が来ている場合は、避難者対応を優先する。

施設管理者が出勤していれば挨拶

各区本部に到着の報告

- 北区災害対策本部 086-803-1850 中区災害対策本部 086-901-1643
 東区災害対策本部 086-944-5100 南区災害対策本部 086-902-3500

指定職員リーダーに到着の報告

建物・周囲の状況確認

建物： 建物の外観などから安全確認を行う。

周辺： 火災が発生 建物が浸水 ガス漏れ 建物全体が沈下 異常なし

ビブスの装着

ビブス

施設内の設備の点検・確認

- 電気 水道 ガス 通信(電話、FAX)
 トイレ スロープ エレベーター 自動ドア ブレーカー(位置確認)

避難者の受付等の設置

- 場所の確保(待機場所の立ち位置を養生テープ等で表示し、密接、密集を避ける)
 受付台、記載台、物資配給台用の机の設置
 「避難所利用者登録票」 「避難所利用者名簿」 「資料②(避難者の皆様へ)※体調不良の申出」
 非接触型体温計 手指消毒用アルコール マスク 筆記具 ペーパータオル

備蓄物資の準備(配給用)

水(ペットボトル) アルファ化米 クラッカー 毛布

体調不良者専用スペースの確保

多言語の案内掲示を、トイレ等に掲示

多言語シート

掲示物の設置

掲示物の設置(資料①～⑦)

車中泊エリアの設置 ※車中泊が可能な小・中学校・義務教育学校のみ

カラーコーン等で進入禁止場所を明示

備蓄物資の確認

- 多目的テント パーテーション(テント型) 簡易ベッド
- 生理用品 オムツ大人用 オムツ子ども用 簡易トイレ(断水時用) 排便収納袋
- ランタン 懐中電灯 発電機(カセットガス式) 投光器 ブルーシート

備蓄物資の準備(避難スペース用)

- 多目的テント パーテーション(テント型) 簡易ベッド

※多目的テント4張は一般避難スペース(体育館等)へ、パーテーション(テント型)・簡易ベッドは数個体調不良者用スペースへ運んでおく。組立は避難者が来てからでも良い。

避難者の居住スペースの区割りの想定

- 3密対策のゾーニング(資料①参照)
- 通路の確保(幅2m) 居住区の区割り想定(世帯間間隔を1メートル確保)
- 女性専用スペース(女性だけの避難者を集めたスペース)の設定
- 要配慮者を優先的に受け入れる場所の検討
- 立ち入り禁止及び立入制限場所の指定 ペットスペース ※小・中学校のみ

開設準備完了の報告

- 各区本部 リーダー

情報収集・伝達手段の確保

- テレビの設置 緊急告知ラジオ 特設公衆電話(設置方法の確認)

マスク・フェイスシールド・ゴム手袋の装着(基本任意だが高齢者が多く避難する場合は推奨)

- マスク フェイスシールド ゴム手袋

※フェイスシールド・ゴム手袋は、開設準備完了後で良い。ゴム手袋は消毒液で手指消毒後に装着。

※避難者や地域の人がいっている場合は、可能な場合は手伝ってもらう。

避難場所【運営】チェックリスト

《確認項目》

□ 避難者の受け入れ、退所人数の管理

- 非接触型体温計で検温及び問診(体調について)
- 「避難所利用者登録票」の記入 「避難所利用者名簿」の作成 退所届
- 発熱や体調不良がある場合、体調不良者用スペースに案内する。
- アルコール消毒液による手指の消毒をお願いします。
- マスクの着用は任意だが、高齢者等重症化リスクが高い方が多く避難している場合はマスクを配布し着用を推奨する。
 - ※避難者が来たら、ねぎらいの言葉をかける。「大変でしたね。」「ケガはないですか。」
 - ※一度に大勢避難してきたら、受付に並ばせず先に中に入れる。

□ 体調不良者、特に配慮が必要と思われる人が避難してきた場合は、各区災害対策本部へ報告

□ 備蓄物資の配布

- 毛布 1枚 水(ペットボトル500ml) 1本 クラッカー 1個
- ※数量は状況に応じて柔軟に対応する。

□ 食料の配布

- アルファ化米 1個 + 水(500mlペットボトル) 1本
 - ※(食事時間になったら)又は要望に応じて非常食を配る。
 - ※渡す物の種類や数量・回数は状況に応じて柔軟に対応する。
 - ※アルファ化米は水を入れて作るので水が必要。また食べられるようになるまで1時間かかるので早めに渡す。
- 迅速かつ公平に配給する。(避難者にも協力を要請)
- 食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられないものを確認。
 - ※アルファ化米はアレルギー、ハラール対応のもの有り。

□ ペットの同行避難 ※小・中学校・義務教育学校のみ

- ペットは、ペットスペースでリードやケージ等で飼育する。
- ペットの管理は、飼い主が行う。

□ 車中泊 ※車中泊が可能な小・中学校・義務教育学校のみ

- 車中泊エリアを案内する。

□ 各区災害対策本部への定例報告

- 岡山県総合防災情報システム(モバイル版)へ、スマートフォンから入力報告
- 報告日時 避難者数 避難世帯数
 - ※1時間毎(00分現在) ※区本部からの指示に従う
 - ※就寝時間帯は変更時のみ報告する等、避難者の状況により区本部と調整して実施
 - ※システムへ入力できるスマートフォンがない場合や、入力方法が分からない場合は区本部へ電話連絡をする

避難所混雑状況の入力

避難所混雑状況配信システム(バカン)へ、スマートフォンから入力

収容人数の5割未満、5割、7割、9割の区切りで入力(随時) ※おおよそで良い

※混雑状況を市民へ配信する

※避難所開設・閉鎖時は本部が入力

※IDや入力方法、収容人数は別途マニュアルを確認する

※システムへ入力できるスマートフォンがない場合や、入力方法が分からない場合は区本部へ電話連絡をする

各区災害対策本部への随時報告

避難場所等の状況 ※以下電話連絡

備蓄物資の要請

備蓄物資の不足がある場合は、各区本部へ要請。

避難場所の安全状態の把握

安全状態が悪化するなどがあった場合、各区災害対策本部へ報告。

避難所が混んで来たら各区災害対策本部へ報告

※収容人数の約7割になった時点で各区災害対策本部へ報告。

※岡山市災害対策本部が広報等で満員情報を発信した後にも訪れる避難者がいれば、断らずに受け入れる。

※近隣の避難所を可能であれば紹介する。

指定職員の増員要請・交代要請

指定職員リーダーへ連絡。

交代職員への申合せ等、引継ぎは入念に行う。

避難場所の巡回

夜間の見回り 夜間照明

日誌の記入

「日誌」

清掃・消毒・換気(避難者に協力を依頼する)

トイレ・出入口・ドアなど、人が触る部分を重点的に清掃と消毒を行う。

清掃・消毒は、アルコール消毒液を用いる。

換気は、2つの窓を同時に開け、1時間毎に10分間行う。

体調不良者の経過観察

体温測定 マスク・ゴム手袋装着

体調の変化を継続的にチェックする。

避難者の体調悪化時の対応

資料⑤「避難者が体調不良になった場合の対応について」を参考に対応してください。

体調変化時の対応(特に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合)

資料⑥「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について【参考】」を参考に対応してください。

避難場所【閉鎖】チェックリスト

《確認項目》

テレビ・ラジオ等で情報収集

各区災害対策本部から避難指示等の解除連絡

避難者に避難指示等の解除を知らせる

※避難者に「お気を付けて」の一言をかける

※避難者を無理に追い出したりしないこと

※避難者の体調や周囲の状況・解除時間等によっては翌朝まで留まる避難者もいる。状況を区本部に報告し対応する。

※毛布や配布した物資は、避難者が持って帰ることは可能(出来れば持って帰ってもらう)。

避難場所の閉鎖

避難者全員の退所の確認。

「退所届」 「避難所利用者名簿」

避難場所運営ボックス、テレビ等の収納

避難場所運営ボックス テレビ等 感染症対策ボックス

備品等で消費したものを記録する。

※避難場所備え付けの備品(避難場所運営ボックス等)は、持ち帰らないこと。

備蓄物資の残り

- 残備蓄物資を備蓄倉庫へ収納。
- 備蓄物資の使用数量を記録する。

片付け及び清掃

- 施設全体の清掃や使用した設備の返却、整理整頓。
- 体調不良者専用スペース・トイレを使用した場合は、消毒・清掃を実施。(マスク・ゴム手袋装着)
- 人手不足の場合は、避難者にも協力を要請。

ごみ

- 可燃ごみと不燃ごみを分別し、ゴミの量と種類を控える。
 - 施設管理者と事前に協議したとおり、仮置場または避難場所入り口の外側にまとめる。
 - ごみ処理の依頼を区本部へ連絡する。
 - ゴミ回収要不要 ゴミを置いている場所 ゴミを置いている場所の確認が出来る施設側担当者がいるか
 - ゴミの分別状況 ゴミの量(燃えるゴミ、燃えないゴミ、毛布、段ボール、その他)
- ※作業時はマスク・ゴム手袋を装着。

区災害対策本部への報告

- 避難場所の閉鎖時間 ゴミ グラウンド整地(わだち対応)の要不要

リーダーへの報告

- 避難場所の閉鎖時間

各区災害対策本部への報告

- 避難場所の運営・管理に関する情報や書類を集約。
 - 「避難所利用者登録票」 「避難所利用者名簿」
 - 「避難所状況報告書」 「退所届」 備蓄物資の使用数量 日誌
- 集約した情報や書類を各区災害対策本部に提出。

施設内の設備の点検

- 電気 水道 ガス 通信(電話、FAX) トイレ
- ※施設管理者が立ち会って下さる場合は、一緒に確認する。

避難場所の施錠

- 施錠
- ※施設管理者が来られている場合は、閉鎖連絡をする。

岡山市避難所運営マニュアル

～事前準備から感染症対策を含む避難所運営まで～

発行年月：令和5年9月

発行者：岡山市危機管理室

電話：086-803-1082(直通)

電子メール：kikikanri@city.okayama.lg.jp